

裁 決 書

審査請求人 住所

氏名 様

処 分 庁 福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和2年5月17日付けで提起した
福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく年 月 日付け保護変更申請却下処分（以下「原処分①」という。）、年 月 日付け保護変更申請却下処分（以下「原処分②」という。）及び年 月 日付け保護変更申請却下処分（以下「原処分③」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件審査請求のうち、原処分①及び原処分②については棄却、原処分③については認容し、原処分③を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は年 月 日付けで請求人に対する保護を開始した。
- 2 年 月 日、処分庁は請求人が身体障害者手帳 級（ ）及び 並びに ）を取得したことを確認した。
- 3 年 月 日、請求人は膝を含めた身体の不調を診てもらう為、処分庁にて （以下「クリニック」という。）を受診するため医療券の申請をした。
- 4 同月 日、請求人は上記3のクリニックを受診した。
- 5 同年 月 日、請求人は処分庁に対し、上記4で受診したクリニックから、自宅の柱に左胸をぶつけたことによる痛みについて、接骨院宛ての紹介状を依頼して作成してもらったため、接骨院を受診するための施術券を求めて保護変更申請書を提出した。処分庁は申請を受理した上で、検討を行い支給可否の決定をする旨請求人に説明した。また、処分庁は、クリニックは請求人の症状を打撲ではなく筋肉の痛みと診断したこと、請求人が薬局にて湿布薬（28日分）を受領したことを確認した。
- 6 同年 月 日、処分庁は上記5の保護変更申請について、申請のあった傷病につ

いては湿布薬の外用期間内であり、医療機関で現在も治療が継続していることから
 施術の給付は認められないとして、同日付けで保護変更申請を却下する原処分①を
 請求人宛に通知した。

- 7 同年■月■日、処分庁は、請求人から「接骨院への施術券（施術給付）」、「病院に行くための交通費」を請求する旨記載された保護変更申請書及び自家用車での通院を要する旨の診断書（■■■■）の写しを受理した。申請の内容が特定されないため、処分庁は■月■日付けで補正を求めた。
- 8 同年■月■日、処分庁は上記7の診断書について、作成者である医師に請求人の公共交通機関の利用の可否について確認したところ「身体障害者手帳■級を取得しているように下肢に障害があり、歩行に不安もあることから、自動車による通院のほうが望ましいだろうという趣旨で記載した。公共交通機関による通院は不可能とは言えない。当然健常者に比べれば下肢障害もあることから多少の不便さはあるだろうが、公共交通機関の利用ができない状態とまでは言えない」との回答を得た。
- 9 同年■月■日、処分庁は請求人から上記7で補正を求めた保護変更申請についての補正書を受理した。
- 10 同日、処分庁は上記7の申請及び上記9の補正書においても、同年■月■日付け申請に記載された傷病以外に新たな傷病の申し立てもないため、請求人の申し立ては上記7の申請は上記5の申請と同様の傷病であると判断した。
- また、上記7の申請及び上記9の補正書のうち、施術の給付可否についても検討し、請求人の左胸の痛みは、現在も湿布薬の外用期間内であるため医療機関での治療が継続中であり、新たな傷病等の申し立てもないことから、本件申請について却下することとした。
- 11 同年■月■日、処分庁は、上記10の検討結果に基づき、同日付けで保護変更申請を却下する原処分②を請求人宛に通知した。
- 12 同年■月■日、処分庁は上記7の申請及び上記9の補正のうち、移送費の支給可否の検討を行った。上記8のとおり、公共交通機関の利用について不可能とまでは言えないと回答を得ていること及び請求人が所持する精神保健福祉手帳に基づく福祉特別乗車券を活用すれば請求人が希望する■■■■（以下「病院」という。）への通院は可能であることから、申請を却下することとし、同日付けで保護変更申請を却下する原処分③を請求人宛に通知した。
- 13 同年5月17日、請求人は愛知県知事宛て、原処分①、原処分②及び原処分③に係る審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、原処分①から原処分③の取り消しを求め概ね次のとおり主張している。

施術給付について現在も治療が継続していることから、施術の給付は認められないためとあるが、左胸については治療は令和〇年〇月〇日のみであり、病院、接骨院などどこにもかよっていない。

診断書、(年 月 日付け)において身障
級で、歩けないのは明らかである。

請求人は福祉特別乗車券の交付を受けており、福祉特別乗車券は[]内の市バス・地下鉄の全線無料の定期券であり、病院近傍にもバス停留所がある。請求人宅の近くの停留所から病院近傍の停留所まで乗り換えを要せずにバスで通院できることから、法第4条に規定する保護の補足性の原則から法第15条6号に規定する移送に優先して利用されるべきものであると結論付けた。

その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。

- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と規定されている。

これを受けて厚生労働大臣が定める「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)に基づいて、測定される需要と要保護者の資力とを対比し、当該資力で充足することのできない不足分について保護の程度が決定される。

- (4) 法第11条は、保護の種類について、次のとおり規定している。

一から三 略

四 医療扶助

五から八 略

- (5) 法第15条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 診察

二 薬剤又は治療材料

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送」

と規定している。

- (6) 「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「要領」という。)第3-7施術の給付について、次のとおり、規定している。

施術の給付につき、申請があった場合には、給付可否意見書(柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう)に必要事項を記載のうえ、すみやかに指定施術機関及び指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所長又は町村長に提出するよう指導して発行すること。

施術の給付を行うにあたっては、柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合及び脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要であるが、応急手当以外の脱臼又は骨折の患部に手当をする場合は医師の同意が必要であること。【以下略】

施術の給付を行うにあたって留意を要する点は次のとおりであること。

- (1) 給付可否意見書の発行

要保護者の申請に基づき、その希望をきいて指定施術機関を福祉事務所に於いて選定し、給付可否意見書を発行するものとするが、その際、次の点につ

き配慮せしめること。

ア 福祉事務所が選定した指定施術機関において給付可否意見書の所要事項の記入を受けること。

イ 指定医療機関において給付可否意見書の所要事項の記入を受けること。

(2) 施術券の発行

給付可否意見書(施術)に基づき、施術の給付を必要と認めたときは、福祉事務所長は施術券を被保護者に発行すること。【以下略】

(3) 施術給付方針及び施術料

ア 給付方針

必要最小限度の施術を原則として現物給付するものとし、その範囲は、あん摩・マッサージ、柔道整復及びはり・きゅうとすること【中略】。なお、この者が現に指定医療機関において診療を受けている場合には、当該指定医療機関の意見を求めたうえで可否を決定すること。

【以下略】

(7) 要領第3-9移送の給付について、次のとおり、規定している。

(1) 給付方針

移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする。

また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。

経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。

(2) 給付の範囲

ア からクまでに掲げる場合において給付を行う。

受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものであること。

ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められる。

ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合

イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合

ウ 検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合

エ 医師の往診等に係る交通費又は燃料費が必要となる場合

オ 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に搬送される場合
カ 離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合

キ 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院する場合

ク 医療の給付対象として認められている移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合（ただし、国内搬送に限る。）

なお、福祉事務所において審査の結果、なお疑義がある場合及び上記の範囲で対応が困難な場合については、都道府県本庁に技術的助言を求めた上で、移送の給付が真に必要なであると認められる場合には、給付を認めて差し支えないこと。

(3) 給付手続き

ア 給付手続きの周知

要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。

イ 給付決定に関する審査

被保護者から申請があった場合、給付可否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること。

ただし、医療可否意見書等により、移送を要することが明らかな場合であり、かつ、移送に要する交通費等が確実に確認できる場合は、給付可否意見書（移送）の提出を求める必要はないこと。

また、都道府県域を超える受診に係る移送や、管内で同一病態にある他の被保護者の受診に係る交通費と比較して高額である場合等、給付決定に関する審査において、被保護者の健康状態について確認する必要がある場合には、検診を受けるべき旨を命ずることができること。

なお、移送の際に利用する交通機関については、地域の実態料金や複数事業者の見積等により検討を行った上で、最も経済的な交通機関を福祉事務所において決定すること。

また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること。

ウ・エ 略

(4) 費用

ア 移送に要する費用は、傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費（医学的管理等のため付添人を必要とする場合に限り、当該付添人の日当等も含む。）

なお、身体障害者等の割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額とすること。

イ 略

2 原処分①及び原処分②の適法性及び妥当性について

(1) 原処分①について

原処分①は、請求人が■■■■年■■月■■日付けで施術の給付を申請したところ、処分庁は施術の給付については、クリニックから処方された湿布薬の外用期間中については現に医師の治療が継続しており、その治療期間中である申請日時点では重複して施術の給付はできないことを理由とした保護変更申請却下処分である。

また、原処分②については、処分庁が原処分①の傷病と同一の傷病についての申請であると判断し、原処分①と同様に医師の治療が継続しており、重複して施術の給付はできないことを理由とした保護変更申請却下処分である。

(2) 適法性について

ア 原処分①について

本件記録によると、請求人は原処分①に係る■■■■年■■月■■日付けの保護変更申請に先立ち、同年■■月■■日にクリニックを受診していること、処分庁が当該クリニック及び調剤薬局に確認したところ、「胸の痛みについて「打撲」との診断はしておらず、筋肉の痛み」と言われていること、調剤薬局においては28日分の湿布薬の処方を受けていることが認められる。

医療扶助の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によることになっており、国民健康保険法において療養費の支給の可否の判断は保険者が行うこととなっている。また、要領第3-7-(3)-アにおいて、「現に指定医療機関において診療を受けている場合には、当該指定医療機関の意見を求めたうえで可否を判断すること」とされており、処分庁がクリニックに対して請求人の受診状況を確認し、その結果をもって現に指定医療機関で治療中であり、湿布薬の外用期間である申請日時点においてクリニックでの治療が継続しているとして、重複して施術の給付を受けられないとした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

なお、処分庁はクリニックが請求人から依頼を受けて紹介状を作成した旨の回答を得ており、施術に同意したものとは判断できないとしている。柔道整復師による施術の給付にあたっては必ずしも医師の同意を必要とするものでは

ないが、医師から積極的に施術の必要性が示されなかったことをもって、クリニックの治療のほか施術の給付を認める必要はないという結論に達した処分庁の判断には一定の合理性があるものである。

イ 原処分②について

■■■■年■■月■■日に提出された請求人からの申請には、「クリニックからの紹介状があるため施術券を請求する」と記載されており、処分庁は傷病が特定できないため、同月■■日に補正を求めたところ、補正はなされたものの、同年■■月■■日にクリニックを受診した傷病以外に新たな申し立てもないことから、原処分①と同一の傷病とみなし、前記アと同様の理由により保護変更申請を却下した処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

3 原処分③の適法性について

(1) 原処分③について

原処分③は、請求人が■■■■年■■月■■日に提出した申請書及び同月■■日に提出した補正書により申請した、友人に病院への送迎を依頼した際のガソリン代の給付について、請求人は公共交通機関を利用しての通院が可能であるため、補足性の原理により、請求人が所持する■■■■内の市バス・地下鉄の全路線が無料で利用できる福祉特別乗車券を活用すべきであることを理由とした保護変更申請却下処分である。

(2) 適法性について

原処分③を行うに当たり、処分庁は請求人が提出した「長期歩行不能なため（身障■■級）自家用車（車）による通院を要する。」と記載の■■■■の診断書及び、■■■■年■■月■■日に同診断書の作成者である医師に請求人の公共交通機関の利用の可否について確認した際の「身体障害者手帳■■級を取得しているように下肢に障害があり、歩行に不安もあることから、自動車による通院のほうが望ましいだろうという趣旨で記載した。公共交通機関による通院は不可能とは言えない。当然健常者に比べれば下肢障害もあることから多少の不便さはあるだろうが、公共交通機関の利用ができない状態とまでは言えない」との回答を参考に検討したことが認められる。

本件記録によると、請求人は■■■■年■■月■■日に■■■■において診療を受けているものの、それ以前から継続的に通院していたとは認められない。

また、上記のとおり■■■■の診断書と医師の意見には相違があるところ、当該相違について処分庁が同クリニックの医師その他の医学的知見を有する者への確認、協議等を行った事実を認めることはできない。

そうすると、処分庁において原処分③に係る判断を行うに当たり、十分な根拠を持って十分な検討がなされているとはいえない。

したがって、処分庁が[]の診断書と医師の意見のみを根拠として原処分③を行ったことについては要領第3-9-(3)-イの規定に関して手続的な瑕疵があり、法令等に基づき適正に行われたものとは認められない。

4 本件審査請求に係る審理員意見書（以下「意見書」という。）と異なる内容の主文とする理由について

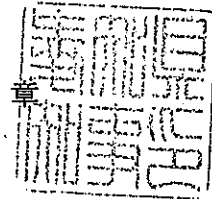
原処分③について、上記のとおり処分庁が原処分③を行うに当たり十分な根拠を持って十分な検討がなされているとはいえないことから、意見書における、原処分③について棄却すべきとの判断は採用することができない。

5 結論

以上のとおり、原処分①及び②については、違法又は不当な点はないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、原処分③については手続的な瑕疵があり、審査請求に理由があることから、同法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年3月5日

愛知県知事 大村 秀



- 1 この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、[]を被告として審査請求に係る処分の取消しの訴え又は愛知県（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事になります。）を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、本件審査請求手続きで取消しを求めた原処分が違法であることを理由として、この裁決の取消しを求めることはできません。